

国分寺市教育委員会議事録・第5号

会議の種類 第4回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和5年4月27日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	富 山 謙 一
委 員	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	藤 井 健 志

(説明員)

教育部長	可 児 泰 則
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	柳 功 一
学校指導課長	高 橋 美 香
学校教育担当課長	關 友 矩
指導主事	渡 辺 大 輔
指導主事	武 田 裕 江
指導主事	稲 村 望
社会教育課長	日 高 久 善
ふるさと文化財課長	新 出 尚 三
市史編さん担当課長	一 ノ 瀬 理
公民館課長兼本多公民館長	本 多 美 子
図書館課長兼本多図書館長	有 賀 真由美

(事務局)

書 記	保 谷 裕 子
書 記	富 永 菜 月
書 記	山 口 徹
書 記	射 場 直 美

傍聴人 2人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番大木委員、3番藤井委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

- ・令和5年2月6日開催の令和5年第1回国分寺市教育委員会臨時会議事録第2-1号
- ・令和5年2月6日開催の令和5年第1回国分寺市教育委員会秘密会議事録第2-2号
- ・令和5年2月16日開催の令和5年第2回国分寺市教育委員会定例会議事録第3-1号
- ・令和5年2月16日開催の令和5年第2回国分寺市教育委員会秘密会議事録第3-2号

〔教育長等の報告〕

教育長 本日もお忙しい中、お集まりをいただき、ありがとうございます。

新学期が始まり、20日ほど経過しました。各学校とも順調にスタートをした状況です。

また、昨日は3年ぶりに特別支援学級の小中交流会を実施することができました。以前は、ひかりプラザの体育館に一堂に会して行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、3会場に分かれて行われました。特別支援学級の子どもたちが、小・中学生合同でゲームをしたり、あるいは一緒に歌を歌ったり、楽しく交流ができたと思い、いいスタートが切れたと感じています。また1年間、御指導よろしく願いいたします。

今年度、国分寺市と姉妹都市であるオーストラリアのマリオン市との提携が30周年となりました。5月9日から5月15日まで市長とともに、マリオン市を訪問させていただいて、交流を深めてくる予定になっています。不在中の緊急事態等については、職務代理にお願いをすることもあるかと思いますので、その際はどうぞよろしくお願いします。マリオン市役所を訪問するとともに、市内の小学校、また中高一貫校も訪問させていただき、その後、本市の小・中学校との交流ができるような、そのような話もできたらと思っています。帰国しましたら改めて、御報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からの報告は以上です。

〔議事〕

1 議案第22号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市個人情報の保護に関する法律の運用に関する条例の規定により、教育委員会における同条例等の施行に関し必要な事項を定める規則の制定等をする必要があり、専決処分をしたものである。

教育総務課長 議案文の裏面を御覧ください。これまで、地方公共団体において、収集・保有する個人情報保護等のルールについては、それぞれの自治体が個人情報保護条例を制定し、運用を図ってまいりましたが、法改正により、令和5年4月1日より個人情報保護法の規定が直接適用されるルールに変更になったため、本市の個人情報保護条例を廃止して、新たに市において改正法に基づく各手続、制度運用のための新規条例、国分寺市個人情報の保護に関する法律の運用に関する条例、こちらが、去る第1回定例市議会の審議を経て制定をされています。

この法律の運用に関する条例の新規の制定を受け、市長部局のほか、各行政委員会においても、当該条例の細目について規定をするために、令和5年4月1日施行の法律等の運用に関する規則、こちらを新たに制定する必要がある、3月24日の市議会本会議以後、緊急を要するために教育委員会を開会するいとまがなく、3月末までの間に専決処分をいたしましたので、御承認をいただきたいというものです。

なお、本議案のほか、議案第32号までの計11本の専決処分の承認の議案については、いずれも緊急を要するため、教育委員会を開会するいとまがなく、3月末までの間に専決処分をいたしましたので、御承認をいただきたいものです。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり承認(全員一致)

2 議案第23号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市情報システムの管理運営に関する条例の改正に伴い、引用条項の整理を行うほか、関係規定の整備を行うため、規則の一部改正等をする必要がある、専決処分をしたものである。

教育総務課長 議案文の裏面の改正文と、新旧対照表を御覧ください。第1条の一部改正規則の制定ですが、こちらは国分寺市教育委員会が管理する情報システムの管理運営に関する規則中の引用条例の規定の条ずれに伴う改正を行うもので、第2条の廃止規則の制定については、議案第22号で御説明したとおり、地方公共団体において収集・保有する個人情報等のルールは法が直接適用されるというルールに変わったことで、特定個人情報の取扱いと手続が法に一本化されるため、これに合わせて、特定個人情報の利用の手続について規定をした、国分寺市教育委員会が行う特定の個人を識別するための番号の利用等に関する規則、こちらについては廃止をする必要がある、3月末までの間に専決処分をいたしましたので、御承認をいただきたいものです。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり承認(全員一致)

3 議案第24号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

機構改革に伴い、関係規則の一部改正をする必要がある、専決処分をしたものである。

教育総務課長 議案文の裏面の改正文と新旧対照表を御覧ください。第1条については、令和5年度当初より、教育委員会事務局に新たに市史編さん担当課長のポストを設置するために、国分寺市教育委員会事務局処務規則の別表第2の改正を行う必要がある、また、

第2条については、令和5年度当初より学校教育施設に係る建設工事の設計、施工等について、一部委任先の市長部局の「建設環境部長」から「公共施設マネジメント担当部長」へ所管替えになること及び史跡公園の整備事業に係る工事の設計、施工等については、教育委員会の権限から新たに市長部局の建設環境部長へ一部委任を行うために、国分寺市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則の別表の改正を行う必要があり、3月下旬の人事異動の内示後、3月末までの間に専決処分をいたしましたので、承認をいただきたいものです。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり承認(全員一致)

4 議案第25号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

令和5年度より、月額給食費を定額制から、喫食数に1食単価を乗じて算出する日額制に変更すること等に伴い、改正の必要があり、専決処分をしたものである。

学務課長 国分寺市立小学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則について、国分寺市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、専決処分をしたため、同条第2項の規定により教育委員会の承認を求めるものです。

日額制に変更する給食関係システムの改修予算が令和5年度当初予算となったため、4月1日以降に改修作業を行うこととなります。ただ、令和5年度の開始までに規則の改正を行わなければならないため、議会承認後の定例会開催がなかったことにより、専決処分をしたものです。

6ページの新旧対照表を御覧ください。現行と改正後(案)を比較すると、全ての変更か所は給食費の月額制を日割制に変えたことによる文言変更になります。

7ページを御覧ください。給食申込書になります。左が現行様式、右側が改正後(案)の新旧対照表になります。改正後の網掛けにしているところが変更内容となります。給食申込書については、チェック欄を設け、給食申込みとともに、滞納した場合の税務調査等についての同意文を追記させていただきました。

8ページは、給食取消届です。右側の改正後(案)については、枠内のふりがな及び教職員氏名を追記し、下部に学校と学務課の記載欄を設けさせていただきました。

御審議のほどよろしくお願いたします。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 変更に伴って、保護者の方々であったり、学校の現場の先生方の事務的な手続が以前より煩雑になったりということはないのでしょうか。

学務課長 手続に関しては煩雑になることはありません。例えば、返金額の計算に当たっては、簡単に計算ができ、保護者の方もわかりやすく、また、事務も簡単にできることとなります。

大木委員 新旧対照表を拝見しますと、第8条で、現行の場合には給食を受ける日数に

日額の給食費を乗じて得た額，または，当該月額給食費のどちらか低い額を納付するものとあり，改正後は，保護者等は給食費を月単位でこれを納付するとあります。現行だけ見ますと低い額を納付するという表現になっていますが，これは改正によって，保護者である御家庭にとって負担が増加するというようなことはないことを確認させていただければと思います。

学務課長 負担になることはありません。あくまでも使用していただいた額ということになります。

大木委員 それであれば安心しました。月単位で期限までに納付ということですが，喫食の日に乗じてとなると，例えば，インフルエンザなどで欠席をした場合は，事前にはわからないわけですが，後払いという形になると考えてよろしいのでしょうか。

事前に申し込んだ数となりますと，その分を後ほど返金という形になるのかと思います。そのあたりのシステムはどのようになっていますか。

学務課長 例えば，インフルエンザでは，5日間連続して休校となったときに，ルールとしては4日連続以上の取消であれば，4日以降の分に関しては返還をする手続きができることになっていますので，基本的にはその手続きをしていただくことになります。

教育長 返還をするということですか。

学務課長 返還させていただくことになります。

教育長 減った額を納付するのではなくて，返金をするということですか。

学務課長 その状況によって，締め日に間に合えば相殺し，間に合わなければ返還で手続きすることになります。

教育長 その日によって，月ごとの締め日が決まっているわけですね。

学務課長 月ごとの締め日に間に合うか間に合わないかによって，方法が変わるということなんです。

大木委員 承知しました。私としては，変更すること自体は特に反対をするつもりは全くないのですが，結局それにより先生方や学校の事務の方の負担が増える，あるいは保護者の方にとっての負担が増えるということがあってはならないと思い，その確認をさせていただきました。

教育長 その点いかがでしょうか。

学務課長 基本的には事務の軽減，また，保護者の理解を得るところを目的に日額制といたしますので，その辺を踏まえて今後事務処理もさせていただきます。

大木委員 もう1点確認です。今回，新しい申込書によって，滞納した場合の税務情報の調査というチェック欄を設けました。今回，既に調査が実施されていると思いますが，それぞれの学校現場などから，調査に対して保護者の方から何か御意見はありませんか。

学務課長 今の段階ではそういった苦情や御意見等は受けていません。

大木委員 それであれば，保護者の方からも御理解いただいているということで大変安心いたしました。

(採決)

原案どおり承認(全員一致)

5 議案第26号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

学校司書は図書館司書と同等の資格を有する職であり、学校司書の職の区分を「技術、経験及び一定の事務処理能力又は技能を必要とする職」にする必要があるため、専決処分をしたものである。

学校指導課長 新旧対照表を御覧ください。現行、学校司書は一定の事務処理能力又は技能を必要とする職としていますが、改正後（案）については、「技術、経験及び一定の事務処理能力又は技能を必要とする職」としていまして、学校司書と同じ区分に入れています。御審議のほどよろしくお願いします。

（意見・質疑の要旨）

富山教育長職務代理者 賛成です。ただし、少し疑問に思っていることがありますが、図書館司書は一定の法に従って、取得単位等が決まっているわけですが、学校司書の場合は特段、法的な資格の云々はありません。でも、学校に配置されると、管理だけでなく、指導的な義務まで課せられています。学校にとっては図書館運営の中で、あるいは図書室運営の中で大変重要な職務を担っていると思っていたのですが、この議案を見たときに、「何で今なのか。」「もっと早くできなかったのか。」という感じが私の中にはありました。特に回答は要らないのですが、学校で図書館の機能を学校教育へ十分に発揮する中において、特に 12 学級以下の場合には主幹教諭や指導教諭が講習をして、担っているわけです。それ以上に学校に学校司書が配置されている状況の中で果たす役割が非常に期待されている部分なのです。そういった意味で非常にいいことだと理解しています。

学校指導課長 「なぜ今なのか。」といった部分のみ、お答えさせていただきます。今般、市長部局で会計年度任用職員の職の区分の見直しを行ったところ、資格要件として図書館司書も学校司書も必要な資格としては司書であり、全く同じ要件である、また、職務内容からいっても、職の区分を合わせる必要があるという御提言をいただきましたので、今回このように職の区分を合わせることにしたものです。

教育長 富山教育長職務代理者がおっしゃったように、少し遅かったのかもしれないという思いはありますが、ここで見直すことができるということで御理解をいただけたらと思っています。

（採決）

原案どおり承認（全員一致）

6 議案第 27 号 専決処分の承認について<教育長提出>

（議案の内容と説明）

学校指導課の所管として、教育支援担当係長を配置する必要があるため、専決処分をしたものである。

学校指導課長 新旧対照表を御覧ください。改正後（案）、第 4 条、相談室に（4）教育部学校指導課教育支援担当係長を追加しています。御審議のほどよろしくお願いします。

（意見・質疑の要旨）

教育長 教育相談や就学相談のニーズも非常に高まっている中での係長の配置となります。係長については指導主事の職を兼ねて配置しておりますので、どうぞ御理解いただけたらと思っています。大いに期待したいと思います。

(採決)

原案どおり承認(全員一致)

7 議案第28号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則(平成25年教委規則第5号)第4条第1項の規定により、令和5年4月1日より委員の任命を行う必要があり、専決処分をしたものである。

学校教育担当課長 国分寺市コミュニティ・スクール協議会は、保護者、地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みです。現在、国分寺市立小学校4校に設置しています。このたび、協議会委員を4月1日から任命して学校運営を進めていく必要があり、専決処分したものとなっています。お手元の資料は、第五小学校、第七小学校、第八小学校、第九小学校のコミュニティ・スクール協議会委員名簿となります。

それでは、第五小学校の委員名簿を御覧ください。民生・児童委員、元PTA役員及びPTA会長の交代に伴い、新任が計3人となっています。

第七小学校の委員名簿を御覧ください。第七小学校では、10番、体験農園長が新任で入っており、PTA役員や教職員の交代に伴い、計4人が新任となっています。

第八小学校の名簿を御覧ください。第八小学校では、教職員、公民館長の交代に伴い、新任が計3人となっています。

第九小学校の名簿を御覧ください。第九小学校では、PTA会長の交代と、民生・児童委員、PTA役員が新たに加わっていて、新任が計3人となっています。第九小学校では定員の15人に達しておりますが、ほかの学校においても次年度に向けて引き続き御協力いただける方を検討していくと確認しています。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり承認(全員一致)

教育長 続いて、議案第29号「専決処分の承認について」、議案第30号「専決処分の承認について」、議案第31号「専決処分の承認について」の3件については、ともに国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則に関わる内容ですので、一括議題とさせていただきます。提案説明、質疑を一括とし、採決は、1件ずつ個別にさせていただき流れでよろしいでしょうか。

全員 異議なし

8 議案第29号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則（令和3年教委規則第6号）第7条第2項の規定により、令和5年4月1日より国分寺市立小・中学校における衛生推進者を選任する必要があり、専決処分をしたものである。

9 議案第30号 専決処分の承認について<教育長提出>

（議案の内容と説明）

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則（令和3年教委規則第6号）第3条第2項の規定により、令和5年4月1日より国分寺市立第四小学校衛生管理者を選任する必要があり、専決処分をしたものである。

10 議案第31号 専決処分の承認について<教育長提出>

（議案の内容と説明）

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則（令和3年教委規則第6号）第17条第1項の規定により、令和5年4月1日より国分寺市立第四小学校衛生委員会委員を任命する必要があり、専決処分をしたものである。

学校指導課長 それでは、第29号から第31号までまとめて御説明をさせていただきます。

議案第29号については、国分寺市立小・中学校における衛生推進者を選任する必要があり、専決処分したものです。1枚、おめくりください。令和5年度衛生推進者名簿です。こちらは、衛生推進者として大規模校の第四小学校以外の市立小・中学校の副校長を選任しています。

議案第30号です。こちらの管理規則第3条第2項の規定によりますと、常時50人以上の教職員を使用する学校ごとに衛生管理者を置く必要があります。そこで国分寺市立第四小学校に衛生管理者を選任する必要があり、専決処分をしたものです。1枚、おめくりください。令和5年度衛生管理者名簿です。衛生管理者として第四小学校、佐藤智保主任養護教諭を選任しています。

議案第31号です。こちらも、国分寺市立第四小学校に衛生委員会委員を任命する必要があり、専決処分したものです。1枚、おめくりください。国分寺市立第四小学校衛生委員会名簿です。規定に基づき提出されています。5人が選任されています。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

（意見・質疑の要旨）

辻委員 各委員の選任については、まったく異議ありませんが、衛生管理者が学校に設置されていることで何か功を奏した事案など、実例がありましたら教えてください。

学校指導課長 衛生委員会において、衛生管理者が中心となり、日々学校の安全について様々な提案を行い、また、学校の管理運営を行っています。例えば、安全の観点から安全点検の実施などです。また、点検等を行う中で課題がありましたら、それを修繕するように組織的に行う等、安全に関する体制をつくっています。

辻委員 教職員労働安全衛生管理規則なので、ハード面の安全のみでなく、教職員の心理的負担の軽減とか、内的な部分での安全衛生管理も含まれているということによろしいですか。

学校指導課長 委員御指摘のとおりです。第4条第1項第5号に、衛生教育、健康相談、その他教職員の健康保持に関することも職務内容に入っています。

辻委員 昨今、教員のなり手不足の問題があり、学校の魅力を発信すると同時に、学校はこんなに安心して働ける場所だということを若い教員希望者の方にアピールしていくためにも、ぜひこの管理者の先生方に積極的に活動していただきたいと思うのですが、それによって委員の管理者の方々、管理者や推進者の方々が業務過多になってもいけませんので、その辺の兼ね合いを十分図りながら、学校が働きやすい場であるようにしていただければと思います。

学校指導課長 委員御指摘のとおり、若手の教員が増えていますので、皆が働きやすい職場となるように、そういった意味でも学校としても副校長を推薦しているところもありますので、そうした役割も十分に認識させながら、魅力ある職場づくりに努めていくよう指導してまいります。

教育長 教育委員会としても、ストレスチェックを実施したり、また、学校産業医の先生には、学校を巡回していただいて、その管理状況ですとか、また、先生方の健康面などについても相談を受けたりという対応もさせていただいてますので、より充実していけたらと考えています。

それでは、1件ずつお諮りをさせていただきます。

議案第29号、専決処分の承認について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

教育長 続きまして、議案第30号、専決処分の承認について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

教育長 続きまして、議案第31号、専決処分の承認について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

11 議案第32号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市個人情報保護条例の廃止に伴い、同条例を引用する規定の整理を行うため、規則の一部改正をする必要があり、専決処分をしたものである。

公民館課長兼本多公民館長 資料3ページ目を御覧ください。様式第1号、国分寺市公共施設予約システムコミュニティ施設利用登録等申出書の1番下、※印のところにある現行の「国分寺市個人情報保護条例」という文言を改正後（案）の右側「個人情報の保護に関する法律その他関係法令」と文言整理をしたいという内容です。御審議のほどよろしく

お願いします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり承認(全員一致)

12 議案第33号 令和5年度国分寺市一般会計補正予算案について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 現時点において、第2回定例市議会に提案を予定している教育委員会の補正予算案については、債務負担行為が1件、歳入が2課4件、歳出が2課5件です。従前どおり、債務負担行為及び歳入については、教育総務課で取りまとめて御説明をさせていただきます。歳出については、担当課より御説明をさせていただきます。質疑については、担当課よりお答えをいたします。

では、債務負担行為の補正予算案の総括表を御覧ください。所管は教育総務課になります。経年劣化により、老朽化している小学校のエアコンの新たな借上契約に係る債務負担行為です。第三小学校、第七小学校の図書室などのエアコンのリース期間として令和6年度から令和15年度までの債務負担行為を設定したいというものです。限度額については、5,319万7,000円です。

続きまして、2ページ目の歳入の総括表を御覧ください。教育総務課の項番1、都支出金、教育費都補助金、特別支援学級運営等補助金77万6,000円の増額については、特別支援学級のスクールバス内の置き去り事故防止のための安全装置設置のための補助金であり、さらに、3ページ目の歳出の総括表に、教育総務課分、項番2、こちらでお示ししているバス運行委託契約の増額変更に係る委託料の増額追加の支出分に当該補助金を充当したいというものです。

歳入の学校指導課の項番1、都支出金の教育費都補助金、教育指導費補助金、1,066万円の増額については、不登校及び不登校傾向の児童生徒が教室以外の場所において、1人1人状況に応じた適切な支援を行うための支援員配置のための補助金で、歳出の総括表の学校指導課分の項番1でお示ししている事業費に当該補助金を充当したいというものです。

歳入の学校指導課の項番2、都支出金の教育費委託金、学校と家庭の連携推進事業委託金、78万9,000円の増額については、児童生徒及びその保護者に対して助言等を行うことにより、いじめ、不登校、暴力行為などの学校生活指導上の家庭の課題の改善を図るための支援員等の配置のための補助金で、こちらも歳出の総括表のページでいくと、学校指導課分、項番2でお示ししている事業費に補助金を充当したいというものです。

歳入の学校指導課の項番3、都支出金の教育費都補助金、体育健康教育推進校補助金、50万円の増額については、学校において、運動やスポーツ等の多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた学校生活を推進していく知力や能力を育成するため、効果的な体育健康教育を実践的に研究し、その効果を他校へ普及していくことを目的とした推進校の設置のための補助金で、こちらも歳出の総括表の学校指導課分の項番3でお示ししている事業

費に充当するものです。

3 ページ目、歳出の総括表を御覧ください。教育総務課分、項番 1、学校管理費、小学校の運営に要する経費です。こちらは、冒頭、債務負担行為設定で御説明しましたとおり、第三小学校及び第七小学校の図書室などの空調設備の借上のために今年度分の使用料及び賃借料、183 万 5,000 円を増額したいというものです。

項番 2、教育振興費、小学校の特別支援学級運営に要する経費です。委託料、77 万 6,000 円を増額については、特別支援学級に通う児童のスクールバス内の置き去り事故の防止のため、運行事業者におけるバス安全装置の設置に伴う追加経費分について、バス運行委託契約の契約変更を行いたいというものです。

学校指導課長 項番 1 を御覧ください。特別支援教育に要する経費、948 万 3,000 円を増額補正をお願いいたします。これは中学校 5 校の校内別室指導支援員配置事業の補助金の決定及び小学校におけるサポート教室支援員の報酬等の増額及び第二中学校特別支援教室生徒の増に伴う介助員の報酬及び旅費の増によるものです。

続いて、項番 2、学校と家庭の連携推進事業につきまして、78 万 9,000 円を増額補正をお願いいたします。こちらは、本事業対象校決定に伴う報償費の皆増です。補助率は東京都から 10 分の 10、本事業は生活指導上の課題に対応するため、児童生徒、保護者の相談及び支援体制を構築することを目的として実施いたします。

項番 3、教育研究指導に要する経費、教育研究指導事業について、50 万円の増額補正をお願いします。これは、令和 5 年度体育健康教育推進校補助金の決定に伴う報償費、需用費及び備品購入費の皆増です。こちらは、補助率は東京都から 10 分の 10 です。こちらは、効果的な体育健康教育を実践的に研究し、その効果を普及することを目的として実施するものです。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 学校指導課にお伺いいたします。項番 2 の学校と家庭の連携推進事業について、もう少し詳しく教えていただけますか。

学校指導課長 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生活指導上の課題に対応し、学校と家庭の連携を図っていくために、その解決策として支援員を配置し、また、学校との連携を強化していくことや、そのサポートの状況について、スーパーバイザーを配置し、その取組の状況について指導・助言を受けるという内容となっています。

大木委員 生活支援員を配置するというお話ですが、より具体的には、どのようなことを家庭に対して対応していただけるのか、また、恐らく学校とのパイプ役ともなってくださるのだと思いますが、こういった形で活動されているのかについて、お伺いしたいと思います。

学校指導課長 今年度は、2 校が対象となっています。1 つの学校については、支援員は元民生・児童委員と聞いています。もう 1 校については、大学生を配置予定と伺っています。ただ、こちらについても、補正予算決定後なので、その後に活動を始めると思っています。

支援員がどのような活動をするかということですが、配置に向けて課題がそれぞれ異なります。1 つの学校については、不登校傾向の児童に担任から働きかけを行っていますが、なかなか登校できない、また、登校できても今度は担任がその生徒とじっくり向き合う時間がないという課題があります。また、保護者は学校に子どもを行かせたいという

強い願いを持っているが、子どもとの関わりに困り感を抱えていて、具体的に、支援員が実際に家庭まで行って登校支援を行ったり、また、すぐ教室に入れるのは難しい子もいると聞いていますので、別室でのサポートを行ったりすると伺っています。

また、もう1校については、非常に特性のある生徒さんということで、ある特定のことに非常に強い興味を示して、人との距離感に少し課題があるということで、そうしたときにそばについていて、サポートする人材が必要と伺っています。より歳の近い大学生を配置したいという願いを持っているということで、その生徒は、登校意欲は十分あると聞いていますので、学校に登校できるように、そして、登校したときには、しっかり学校の授業に集中したりできるように細やかにサポートすると、そのような活動を行うと聞いています。

大木委員 非常に、児童・生徒、そして保護者の方に寄り添った、とても重要な事業であるということを理解しました。ほかの学校においても、そのような困りごとを抱えている児童・生徒、あるいは保護者、そして学校があると思いますので、教育委員会としてもより一層、このような事業を進めていただければと思います。

辻委員 教育総務課に伺います。項番2のスクールバスの置き去り防止のための安全装置の設置ですが、いろいろな種類のものがあるようですが、具体的にこのような内容の安全装置の導入を考えているということがありましたら、教えてください。

教育総務課長 国交省から機器の適合リストというものが示されていて、そこに基づいた機器を設置したいと伺っています。

簡単に説明しますと、運転手さんが止まって、キーを抜くと、社内の点検をしなければいけないのですが、そのキーを抜いて運転手さんが点検を行った後に、終了ボタンを押すのですが、そのボタンが押されないと車外にスピーカーがありまして、そこで「点検が終わっていませんよ」という形で点検を促すような機器で、おおよそ同様の機能を持った内容の機器が今回国交省から認められていると伺っています。もしも、運転手さんが確認不十分で、児童が仮に中にいた場合、SOSボタン、緊急ボタンというのを設置していますので、それを押していただくことで、車外に対してお子さんが中にいることをしっかり伝える機能が併せてついています。これも併せて3タイプございますが、業者さんに設置していただいて、その分の増額分を契約変更で対応したいと考えています。

辻委員 よくわかりました。機器の設置をされると安心ですが、されたことでかえって別のところで緩みが出たりしないように、ぜひ学校の現場で子どもたち、先生方に今一度、安全についてお伝えいただければと思います。

富山教育長職務代理者 学校指導課の項番3、令和5年度の体育健康教育推進校について質問です。体育と健康教育となっていますから、子どもたちの心と体の健康教育をどう推進するのかということの研究されて、また、それを市内・市外の学校に伝えていくということで、大変期待をしています。質問の内容は、令和5年度と書いてあるので、単年度ものなのかどうかということと、もう1つ、研究成果を公表する形態は紙上なのか口頭なのか、その辺りを教えてください。

学校指導課長 体育健康教育推進校事業ですが、設置期間は原則2年間となっています。また、公表の仕方ですが、この研究成果について、1年目に中間発表、2年目に成果発表をすることとなっています。具体的には、公開による研究授業を行うことと、また、東京都教育委員会が管理するウェブサイトにおいて、その成果を広く公開することとなっています。

富山教育長職務代理者 5年度と6年度の2ヵ年計画であって、しかも、発表は紙上ではなく、口頭で発表をするということでしょうか。

学校指導課長 現段階においては、公開となっていますので、対面での口頭発表を考えています。また、ウェブサイトということなので、広く電子という形ではありますが、成果を公表する予定です。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

13 議案第 34 号 令和 5 年度国分寺市公立学校運営協議会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市公立学校運営協議会設置要綱（平成 13 年教委要綱第 1－2 号）第 3 条により、国分寺市公立学校運営協議会の委員を委嘱する必要がある。

学校教育担当課長 各校の学校運営協議会委員の名簿を添付しております。委員は、学校によって 2 人から 4 人程度の方が新任となっています。各校における 2 人から 3 人の交代については、校長や副校長、PTA 会長等の交代によるものとなっています。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

14 議案第 35 号 令和 6 年度使用教科用図書の採択要項の制定について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

令和 6 年度使用教科用図書の採択要項について、決定する必要がある。

学校教育担当課長 議案文裏面の令和 6 年度使用教科用図書の採択要項を御覧ください。項番 1 の採択についての基本方針を御覧ください。今年度、小学校の通常の学級で使用する教科用図書について採択を行います。また、小・中学校特別支援学級用教科用図書においても、採択を行います。なお、採択に係る調査研究及び事務は公正を期して行います。項番 2 から 7 に係る内容に関しては、教科用図書選定資料作成委員会、教科用図書調査研究委員会等について記しています。これらの内容を含め、採択までの概要について御説明いたします。

令和 6 年度使用教科用図書採択の概要を御覧ください。採択までは下から上に向かって、進めていきます。小学校における各教科の教科用図書については、各学校における調査研究を行い、教科用図書調査研究委員会を経て、結果を教科用図書選定資料作成委員会に報告いたします。毎年実施しています特別支援学級用の一般図書については、各特別支援学級設置校において、一般図書の調査研究を教科ごとに進め、その調査結果を教科用図書選定資料作成委員会に報告いたします。

教科用図書選定資料作成委員会では、これらの研究結果をもとに選定資料を作成し、8

月 10 日に開催予定の教育委員会定例会に報告し、採択していただきます。なお、6 月 14 日から 7 月 4 日までの期間は、ひかりプラザにおいて教科用図書の法定展示会、そして、公民館においては、市内展示会を行う予定です。また、7 月 7 日から 8 月 24 日までの間、委員の皆様には教科用図書を御覧いただく計画をしています。資料 2 ページ及び 3 ページは、採択事務の日程について、4 ページには、先ほどお示しさせていただきました採択要項を載せています。また、8 ページ以降については、調査研究の進め方、各種様式などを添付させていただきましたので御確認ください。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 委員の皆様方には、小学校の新しい教科書全てを御覧いただいて御検討いただくことになり、大変御負担をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

辻委員 非常に細かいことですが、各教科の調査研究委員会は、3 年前に中学校の教科書を選定したときは、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていた頃で、先生方も一堂に会して会議、協議をするのではなく、オンラインで会議を行ったという話を伺ったのですが、今年度の場合は、各校の教科担当の先生方が学校の垣根を超えて集まって、対面で協議されたり、研究されたりという機会を予定されているのでしょうか。

学校教育担当課長 教科用図書調査研究委員会においては、3 回実施を予定しています。調査研究委員会委員長のもと、会を開催する形になりますので、委員長の方針のもと、調査においては確実に実施いただく形になりますので、対面で実施いただくことを考慮してお願いしたいと考えています。なお、5 月 2 日の校長連絡会において教科書採択に関する説明会を校長先生方に対して行いますので、丁寧に説明して公正を期して実施したいと考えています。

教育長 今年度はできるだけ対面で進めていただけたらと思っています。

大木委員 例年どおり、それぞれの教科書について法定展示及び市内展示をされると記されています。毎回、このようなときに市民の皆様からの貴重な御意見を頂戴しています。私も市民の皆様からの御意見を公平な立場で参考にし、意見を申し上げるときにぜひ活用させていただきたいと思っています。

恐らく例年どおりの形で御意見を上げることができるシステムになっているかとは思いますが、皆様より様々な御意見を提出していただけるような形でお進めいただきたいと思っています。

教育長 法定展示そして市内展示を実施する方向で進めさせていただきたいと思っておりますので、しっかりと市民の方々の御意見がいただけるように工夫をしていけたらと思っております。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

15 議案第 36 号 国分寺市公民館運営サポート会議委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱(平成 27 年要綱第 2 号)第 3 条の規定により、委員を委嘱する必要がある。

公民館課長兼本多公民館長 第 4 期サポート会議委員の任期が本年 4 月 30 日で終了する

ことに伴い、第5期の委員を委嘱する必要があるための議案となります。

本多公民館をはじめ、各5館の候補者の名簿を添付しています。任期は2年で、令和5年5月1日から令和7年4月30日までの任期となります。委員区分としては、第1号から第4号まで、それぞれの委員区分の方々を候補として挙げさせていただいています。

本多公民館については、新任の方、再任の方、それぞれ5人ずつの構成となっています。恋ヶ窪公民館については、新任の方3人、再任の方7人となって、それぞれの委員区分からの構成となっています。光公民館については、新任の方が6人、再任の方が4人となっています。もとまち公民館については、新任の方が6人、再任の方が4人となっています。並木公民館については、新任の方が7人、再任の方が3人で、各委員区分のそれぞれ該当する団体の方から推薦をいただいて構成されている内容となっています。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 公民館によって新任と再任の割合が違うようなのですが、それは何か理由があるのでしょうか。

公民館課長兼本多公民館長 それぞれ4期ほど任用期間を務めていただいた方については新しい方で、各団体から推薦をいただきましたが、どうしても後任の方が見つからない場合は再任となり、継続の方がいる現状もあり、様々な構成となっています。

教育長 そうすると、任期のタイミングがそれぞれの館で違うということですね。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

〔協 議〕

な し

〔報 告〕

1 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 寄附の受領について御報告いたします。資料 No. 1をお願いします。今回は3件です。

項番1、市立第一中学校に対して自転車3台を御寄附いただいています。先生方が他校との行き来など、校外の移動時に活用することを学校側から伺っています。

次に、裏面の項番2及び項番3を御覧ください。市内の新聞販売店読売センター国分寺さん3カ所より、御寄附をいただいています。項番2は、寄附の受領を希望する市立小・中学校12校に対して、KODOMO新聞2,509部及び中高生新聞1,556部を、項番3は、市立小学校全10校の新入学児童に対して防犯ホイッスル1,200個を、それぞれ御寄附いただいています。これらの寄附物品については、それぞれの学校において効果的に活用していくと伺っています。

(意見・質疑の要旨)

な し

2 令和5年度児童生徒数・学級数について

(事務局からの説明)

学務課長 令和5年度児童生徒数・学級数について御報告いたします。資料 No. 2を御覧ください。令和5年度の学級編成が終わりましたので、児童生徒数・学級数を報告させていただきます。右下、網掛け部分が総計です。小学校は、令和5年度の学級数が211となり、前年度から10学級の増となります。児童数は令和5年4月7日現在で6,121人となり、191人の増となりました。資料の裏面を御覧ください。一番下が総計となります。中学校は、令和5年度学級数が75となり、前年度より1学級の減となります。生徒数については、令和5年4月7日現在で2,330人となり、38人の減となりました。総括しますと、小学校児童数は増加となり、中学校では減少となっております。今後についても、児童生徒の移動の状況については、注意深く見守ってまいりたいと考えています。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 中学校の生徒数の1学級分の減少というのは、生徒の数そのものというよりは中学受験による流出が増加しているということでしょうか。

学務課長 細かい実態はよくわからないのですが、そういったことも考えられると思います。今後でもできる限り把握していきたいと考えています。

教育長 ぜひ、私立等に進学した割合等も確認をしておいていただけたらと思います。

おかげさまで、国分寺市は児童数が増加傾向にあるということです。ただ、一方で、教室等の整備を進めなくてはいけないという状況もあります。大変うれしい情報であります。

大木委員 先ほどの予算関係でも出てまいりましたが、特別支援学級に通われるお子さんが増えていると伺っております。特別支援学級に通学されるお子さんに対しては、より1人1人の特性に合わせた細かな指導が必要になってくると思われれます。ぜひ、普通学級だけでなく、こういった特別支援学級における推移も十分見守っていただき、十分な支援が行えるように御検討いただければと思います。

学務課長 しっかりと学級数は把握させていただき、適切な対応ができるよう努めてまいりたいと考えています。

教育長 第4次特別支援教育推進計画もありますので、それに基づき、しっかりと特別支援学級の児童生徒の指導についてもやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。その中では、特別支援学級の学級数増に伴い、設置学校数も増やしていくのはどうだという御意見もいただいています。その点についても今年度検討を始めるという段階になろうかと思っています。

3 令和4年度第3回「いじめに関する調査」の結果について

(事務局からの説明)

武田指導主事 資料 No. 3を御覧ください。今年2月に実施しました令和4年度第3回「いじめに関する調査」の結果です。今回は、令和4年12月1日から令和5年2月28日までを期間として調査いたしました。調査結果について、資料左上の表を御覧ください。学校が認知したいじめの件数は、小学校で504件、中学校で16件でした。11月の第2回よりも減少しています。しかしながら、昨年度の同時期と比較しますと、小学校、中学校

ともに増加しています。いじめの認知件数は同一年度の中で回を追うごとに減少していく傾向があります。この理由は、教員がいじめの解決に向けて指導を行った上で、児童生徒の様子を注意深く見守ったことや、学級における子どもたちの相互理解が進み、よりよい関わり方を見出したことなどの成果であると考えています。

次に、認知したいじめの内容についてです。概ねの傾向は前回までと変わらず、最も多いものが暴言・悪口等、次いで、嫌なこと・恥ずかしいこと等をされる、させられる、軽い暴力となっています。

続いて、右下のグラフを御覧ください。いじめられている人を知っていると答えた人数は、小学校で166人、中学校で4人でした。小学校では、第1回目から回を追うごとに減少する傾向があります。前述しましたいじめの認知件数と同一の理由と考えています。

最後に左下の対応状況を御覧ください。第2回までの調査で認知した件については、ほぼ全ての案件について対応を終え、観察中となっています。しかしながら、小学校で4件のみが対応中となっています。全て同じ学校です。どの事例も教員が都度注意しながら指導を継続し、家庭への連絡も丁寧に行っている状況です。

今回の結果については、第2回国分寺市いじめ防止審議会において報告し、協議をいただく予定です。審議委員の皆様からいただきました御意見を踏まえて、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、さらにいじめ防止の対策の推進に努めてまいります。報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 学校が認知したいじめの件数及びいじめられている人を知っていると答えた人数に関して、それぞれの小・中学校の学年別での数などは把握されていますか。

武田指導主事 学年別の数については、把握しています。小学校でのいじめの認知に関しては、504件のうち、1年生が158件、2年生が103件、3年生が105件、4年生が65件、5年生が50件、6年生が23件となり、学年が上がるにつれて件数は減っています。いじめられている人を知っていると答えた人数も同じ傾向があります。1年生が47件、2年生が23件、3年生が27件、4年生が28件、5年生が29件、6年生が12件となっています。中学校は総体数が少ないのですが、いじめの認知件数に関しては、中学1年生が11件、2年生が3件、3年生が2件、知っていると答えた数に関しては、1年生が3件、3年生が1件となっています。

大木委員 6月、11月、2月となるにつれて、それぞれの学年によって変動の仕方が違う可能性があります。例えば、小学1年生であれば、どんな小さなことでも自分が嫌だと思ったことは、年度当初から申し出ると思います。そのような申し出を先生方が把握し、丁寧に御指導されることにより、学年の後半になるにつれて減少していくと拝察します。それに対し、高学年などは問題が複雑になるに従い、同様の変動であるとは限りません。各学年がどのような推移をたどっているのかを把握することによって、それぞれの学年におけるいじめの指導も違ってくるかと思えます。各学校により有効な情報提供や助言などができるように、ぜひこれからも丁寧な検討をお願いします。

教育長 その分析の仕方も含めて学校にも御指導いただけたらと思います。

4 算数教室について

(事務局からの説明)

稲村指導主事 算数教室について御説明いたします。資料 No. 4 を御覧ください。算数教室は元横浜国立大学教授片桐重男先生や現職の先生方を講師として、長年続いている事業です。児童にとって興味ある問題を取り上げ、問題の解決の過程を通して、算数・数学で大切な考え方を身につけることを目的としています。対象は、市内在住の小学6年生、または、市内の学校に通う小学6年生です。今年度は、資料にありますように、61人の申込みがあり、全員が受講となります。6月3日土曜日をスタートとして、年間10回、土曜日に実施する予定となっています。新型コロナウイルス感染症も、落ち着いてきていますが、対策をしっかりとって、今年度も引き続き、健康観察、換気等を徹底し、行ってきたいと思っております。報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

なし

5 科学教室について

(事務局からの説明)

武田指導主事 科学教室について御説明いたします。資料 No. 5 を御覧ください。科学教室はひかりプラザに科学センター事務局を置き、科学分野に造詣の深い市内外の小・中学校の教員や、専門家を講師として実施しています。今年度は5年生106人、6年生48人の計154人の申込みがありました。4月15日土曜日には、第4小学校において開講式を行いました。今年度は5年生が全12回、6年生が全13回の講義を予定しています。

(意見・質疑の要旨)

なし

6 令和4年度武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念事業の報告について

(事務局からの説明)

ふるさと文化財課長 令和4年度武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念事業の報告をさせていただきます。令和4年度、西暦2022年は、大正11年、西暦1922年に武蔵国分寺跡が史跡指定されてから100年目の節目の年でした。このことから、ふるさと文化財課では、年度当初から多くのイベントを企画し、実施してまいりました。史跡指定100周年記念事業は、令和4年度の全庁的な取組であるとともに、市民及び市民団体の皆様の協力もあり、市を挙げての取組となりました。今回の御報告については、ふるさと文化財課が大きく関わった事業について御報告するものです。

資料1ページから2ページまでが目次に当たる部分で、左の番号は3ページ以降の各事業の左にある番号と対応しています。事業の規模感ですが、講演会、シンポジウムが5回、子ども向けイベントについては9回、公民館との連携事業は6回、物品等販売については4回、企画展を4回、視察とガイドなどのイベントを7回、その他、市史のセット販売、その他が2回あり、内訳とし全部で37の番号を振っています。予算については、当初の予算は1,440万5,000円でしたが、最終的に執行しましたのは1,266万3,111円で執行率88%でした。報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

教育長 資料がたくさんありますので、ゆっくりと御覧いただけたらと思っています。去年の今頃のオープニングイベントからスタートして、こうして振り返ってみると、数多くの事業を実施し、本当に大変な一年であったと思いますが、多くの市民の方にも御参加いただいて、史跡の素晴らしさ、大切さということを実感していただいたのではないかと思います。また、併せて、市長部局でも、様々な事業において100周年として、冠をつけていただいた事業を実施していただきました。例えば、史跡駅伝のときにも、100周年として、実施をしていただきましたが、そうして盛り上げていただきましたことに改めて感謝申し上げたいと思います。

今年は101年目となりましたので、さらにこの史跡を多くの方に親しんでいただいて、御理解いただき、さらに活用していけたらと思います。この点について何かありましたらお願いします。

藤井委員 物品販売で、これが売れたというものはありますか。

ふるさと文化財課長 市史の販売については、セット販売をしてこれまで全く出ていなかったような文化財の資料があるのですが、年間で1冊も出ない年もありましたが、市史については、11番に御報告を申し上げておりますが、市史が24セット、市史資料集セット11セット、目録セットが1セットと、近年にないくらいの数が出ていて、100周年の効果が出たと思います。

富山教育長職務代理者 報告書に目を通して見て、参加した人からの評価のうち、肯定的な評価を見ると評価が非常に高いと思いました。事業No.4の場合は98%、事業No.6の場合は90%、事業No.8、90%と、いずれの評価を見ても非常に高い満足度を得て帰った記念事業だったと読み取りました。また、自分でもそんな実感を持っています。また、事業No.35では、68人が定員だと思うのですが、そのうち22%にあたる15人が市外に住んでいる方です。国分寺市の記念事業ですが、他の市区町村からたくさん来られていたと感じました。他市区町村からの参加も評価も1つかと感じました。総じて、非常に満足度の高い記念事業だったと思いました。

もう1つは、ふるさと文化財課長からもあったのですが、子どもが楽しめたり、親子で楽しめたりできる、謎解きビンゴ、ぬりえまたはレプリカ作製などの参加型・体験型イベントで、この遺跡を学び、体を通して楽しむという、そういう配慮が十分なされていた記念事業だったとも思いました。

また、多くの大人たちが楽しめる記念事業になっている、そういう工夫がされていると私は思いました。例えば、No.8の甲斐国分寺めぐりや、あるいは市外文化財めぐりとかパネル展示などは、気楽に参加でき、そして、実際に見て触れて体験して楽しんでいただけるという、そういう配慮が十分なされていたと思います。

もう一方で、事業No.29の記念講演、No.30の本多雖軒などは新しく、No.34の胎内堀も初めてだったので、第一線で調査研究をなさっている方の、その調査研究の成果をその人によって発表していただけて、ソクソクするような、そういった記念事業でもあったと受け止めています。

また、市と教育委員会だけではなく、都公文書館や観光学会、東京都の遺跡調査研究会など、関連機関、組織、第一線級の人たちのコラボの中で質の高い記念事業がなされていたというのも厚みと深みを与えてくれたと思いました。

最後に要望ですが、これだけの記念事業が大きな成果とともに幕を閉じたわけですが、このままにしておくのはもったいないと感じています。例えば、学校教育の中で言えば、

小学校3年生の『わたしたちの国分寺』の副読本の改訂の際に記念事業について記載したり、中学校の社会科だと、どの教科書でもそうですが、大仏建立、それから江戸時代の新田開発、そういう中で、今回の記念事業の成果を国分寺市の子どもたちは見て触れて学ぶことができます。教科書の中だけで覚えるというよりは、この成果を利用して、学習が進展していくことで、非常に子どもたちは理解し、面白く感じ、楽しめ、次の100年につなげていこうという気持ちも生まれてくるのではと思うのです。本市では、今年度の教育課程の中に国分寺学というのが出てきたので、その中で取り入れることができるように、この成果が活用されていてほしいと希望を持っています。

7 令和4年度寄贈図書を受領について

(事務局からの説明)

図書館課長兼本多図書館長 令和4年度寄贈図書を受領について御報告申し上げます。お手元の資料 No. 7を御覧ください。令和4年度の1年間に市内5館の図書館で受領した寄贈図書数です。例年、年度が変わった最初の教育委員会において、前年度分の寄贈図書の件数をまとめて御報告しています。令和4年度については、一般書、文庫、児童書、地域資料、雑誌等の書籍2,052冊と、CD4枚、合計で2,056点の受入れを行いまして、現在、各図書館に配架いたしまして、市民に貸出を行っております。報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

なし

〔その他〕

なし

〔閉会〕

午前11時10分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

1 番

大木 桃代

3 番

藤井 健志

調製職員

廣瀬 喜朗